

陳 情 文 書 表	
番号	2-11
受付	令和2年8月11日
件名	新型コロナウイルスの医療負担増大を防ぐために、市内小中学生へインフルエンザワクチン接種の支援を求める陳情書

[願意]

令和2年度においてのみ、市内小中学生に対してインフルエンザ接種に関する支援を陳情する。

記

1. 市はインフルエンザワクチンの必要量を確保すること。
2. 市は、密にならないようにインフルエンザワクチン接種の場所を設置すること。
3. 市はインフルエンザワクチン接種費用の一部もしくは全額を補助すること。

[理由]

例年12月前後になるとインフルエンザが流行します。

令和元年は12月だけで小中学校の26クラスが学級閉鎖になりました。

今年は新型コロナウイルスの感染拡大が予断を許さない状況であります。

インフルエンザの流行が重なると医療負担が増大することが予想されます。

新型コロナウイルス感染拡大が続く大和市では

- ・院内感染を警戒し、インフルエンザワクチン接種を諦める
- ・院内感染を警戒し、インフルエンザの症状が出ても受診を断念する

以上のことが考えられます。

そこで、1994年（平成6年）に義務接種から勧奨接種へ予防接種法を改正しておりますが、コロナウイルス感染拡大が続く今年度に限り、インフルエンザワクチン接種に関する支援を陳情いたします。

陳 情 文 書 表	
番号 2-14	受付 令和2年8月19日
件名 国に対し「消費税率5%への引下げを求める意見書」の提出を求める陳情書	

[陳情趣旨]

昨年の消費税増税以降、日本経済は低迷しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が追い打ちをかけ、多くの国民に影響が出ています。フリーランスや中小業者は事業の継続が困難になっています。内閣府が8月17日に発表した2020年4月～6月期のGDPは実質年率換算で27.8%減となりました。リーマンショック後の2009年1～3月期の17.8%減を超える戦後最悪の下落を記録しました。今対策を打たなければ、さらなる廃業、倒産を招き、地域の雇用が失われてしまいます。

緊急経済対策として消費税率を5%に引き下げることが求められています。消費税減税を国が決断することにより、新型コロナの終息後も、GDPの半分を占める個人消費にはずみがつき、国民の購買力を高める景気対策となります。

OECDの事務総長が、コロナ禍においての企業支援策として、日本の消費税に相当する付加価値税の減税を提起し、ドイツ、イギリス、韓国などで行われています。消費税5%への減税は、家計を応援するとともに、企業支援策として最も有効な施策です。

日本国憲法は応能負担原則にのっとりた税制の確立を要請しています。消費税に頼るのではなく、税金の集め方、使い方を見直すことで財源を確保することは可能です。内部留保をため込む大企業や株で大もうけをする富裕層を優遇する不公平税制こそ正すべきです。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税の税率を5%以下へ引き下げを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について陳情いたします。

[陳情事項]

- 1、消費税率5%以下への引下げを求める意見書を政府に送付してください。

陳 情 文 書 表	
番号 2-15	受付 令和2年8月19日
件名 「大和市道路及び法定外公共物売払い要領」についての陳情書	

1、陳情の趣旨

「大和市道路及び法定外公共物売払い要領」における下記事項において行政指導内容の変更を陳情いたします。

【現行】

第6条（売払い条件）

（4）道路等に接する土地所有者等の同意が得られていること。

第8条（申請書類）の添付書類

（7）隣地土地所有者及び市長が必要と認める土地の所有者の同意書並びにこれらの土地所有者の印鑑証明書

【変更案】

第6条（売払い条件）

（4）道路等売払い対象地に接する土地所有者等（隣接する土地に居住するなど自己占有する所有者もしくは賃貸などにより他主占有させている所有者または共有者もしくは実質的管理者）の一人以上から同意が得られていること。

（○）隣接地が不在地主等の理由により特段の理由なく同意が得られない場合は現地への告知看板により一定期間の掲示を行った上で、売払うことに対する第三者からの合理的な反対意見がないこと。

第8条（申請書類）の添付書類

（7）隣地土地所有者及び市長が必要と認める土地の所有者の同意書並びにこれらの土地所有者の印鑑証明書もしくは合理的な理由なく同意書が得られない場合は一定期間看板を設置したことが分かる写真と反対意見がなされなかったことの上申書

2、現状の問題点

土地の高度利用のために事実上の公用廃止がされた公有地の売払いが必要となるケースが多々ありますが、現在の取扱い要領では売払い対象地に隣接する土地所有者全員（共有の場合は共有

者全員)からの実印による売払い同意と印鑑証明書の添付が行政指導としてなされております。しかし、少子高齢化に伴う空き家、所有者不明土地、不在地主、相続未登記地、事実上解散した会社の位置指定道路など、所有者を探すことすら困難なことが多々あります。また、その場所を見たこともない、住んだこともない第三者に対して説明をし、実印にて押印を求め印鑑証明書を要求することは大変困難を伴います。これらの行政指導は空き家対策を進める行政の考えとも逆行するものであり土地の高度利用を阻害する要因となっております。

3、陳情の背景

令和2年2月4日「土地基本法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。その要綱には「喫緊の課題である所有者不明土地等問題に対応し、適正な土地の利用及び管理を確保する施策を推進するとともに、地籍調査の円滑化・迅速化を一体的に措置するための「土地基本法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。」とあり、その背景として「我が国では、人口減少等の進展に伴う土地利用ニーズの低下等を背景に所有者不明土地や管理不全の土地が増加しています。所有者不明土地等の増加は生活環境の悪化の原因、インフラ整備や防災上の重大な支障となるなど、対応は喫緊の課題となっております。

所有者不明土地対策等の観点から、人口減少社会に対応して土地政策を再構築するとともに、土地の所有と境界の情報インフラである地籍調査の円滑化・迅速化を一体的に措置することが必要不可欠となっております。」とあります。この国の施策や方針に基づき、公有地の売払い手続に対する行政指導の在り方も見直すべきと考えます。

4、陳情の詳細

我々土地家屋調査士は土地の筆界を明らかにすることを主な業務としておりますが、境界確定が最終目的ではなく、その先の土地利用に目的があります。

そのための業務の一つに公有地の売払いがありますが、その手続には公有地に接する隣接地所有者から売払いを受けることの承諾を取り付ける必要がございます。その承諾書には実印による押印と印鑑証明書の添付が行政指導により事実上の義務づけになっております。

その趣旨は市民の財産である市有地を特定の者に売却をするので市有地に接する利害関係人である隣接者の理解を求め、異議苦情が出ないようにするというのが趣旨です。この趣旨はよく理解できますし、もちろん原則そうすべきだと考えます。

しかし、現場の状況や隣接所有者の状況などは場所により様々であり、印鑑証明書を必ず添付するという画一的取扱いは社会インフラとしての土地利用を妨げ、空き家問題に取り組んでいこうという行政の意向にも逆行するものと言えます。

売払い可能な市有地の物理的な状況は事実上の公用廃止（既に道路や水路などの利用がされていない）がされているか、不特定多数の利用に供しているとは言えない、もしくは供していても代替えが利き、大きな支障がない場合がほとんどです。そして隣接地の所有者が不在地主であったり、相続未登記であったり、認知症の方で後見人をつけていない方もいます。隣接地に位置指定道路がありその所有者が何十人もいることや閉鎖会社の場合もあります。ひきこもりなどで何度訪問してもお話しすることすらできない方もいます。印鑑登録をしてない方もいます。そういった場合でも実印で印鑑証明書の添付が必要との画一的な行政指導を受けますが、例えば、相続未登記地の相続人搜索の結果、その土地に住んだことも見たこともない相続人がいたとしてもその方から印鑑証明書を取り付ける手続は余計な紛争を惹起することにもなります。また隣接地が認知症の方で署名捺印が困難な場合、後見人をつけて手続を進めることとなると、毎月後見人報酬を支払わなければならないということにもなります。売払いに異議はなくとも実印の押印には応じられないとか、反対はしないが印鑑は押したくないなどの理由により協力を得られないことも多々あります。その土地を売払いすることにその隣接地に大きな支障がなくとも、このような偶発的な近隣者の存在によって公共インフラとしての土地利用が阻害されています。こういったことは空き家対策など土地の高度利用を進めようと考えている国や自治体の政策方針にも沿っていないことだと思います。

市と申請者との関係は売買契約という法律行為の当事者としての関係ですが、隣接所有者の承諾はその法律行為を補完するものでもなく、あくまでもその売買について異議がありませんという観念の通知（準法律行為）でしかありませんので、承諾を求める場合でも実印という縛りに合理的理由がありません。つまり承諾書が事実確認行為をしたことの裏づけの理由なのであれば認印による押印でも問題ないはずです（もし認印で偽造したとなれば私文書偽造・偽造私文書等行使です）。むしろ、隣接者は取引当事者ではないので本来認印すらなくてもいいはずで、口頭による確認と報告でも可能だと思います。その場合、一定期間の看板告知による異議苦情の申出を促すとか、隣接者に通知を送り積極的な反対意見がない場合は手続を進められるという取扱いも可能であると思います。実印を取り付けるという画一的扱いに合理的理由がありません。

5、今後の具体的手続方法について

- (1) 在住隣接者には認印での承諾書を取り付ける。その場合も共有者代表でも可とする。
- (2) 相続未登記や認知症で後見人をつけていない人などの場合は親族などの実質的土地の管理者から承諾書を取り付ける。
- (3) 空き地や不在地主の場合や無関心・非協力的な人がいる場合は通常の承諾を取り付けるための所有者調査と説明・承諾の依頼を行った上で、合理的な理由なく協力を得られない場合は一

定期間の売払いの看板告知を行い事前の異議苦情の受付をする機会を与え、異議苦情がなかった場合には申請者の経緯説明書と上申書を添付する。

上記のような内容で申請ができるよう「大和市道路及び法定外公共物売払い要領」の変更を陳情いたします。

業務御多忙のところ誠に恐縮ではございますが何とぞ御検討くださいますようお願い申し上げます。